

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成27年 9月 8日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 11時 9分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	横田 典之 橋田 夏枝 宮脇 俊彦 齊藤 裕樹 前田 秀資 山田 昌紀 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (6人)	副市長 (宍戸晴一) 総務部長 (小林博己) 市民生活部長 (竹内克則) 総務課長 (山室好正) 情報システム課長 (宮嶋俊道) 市民協働課長 (佐伯明)
7 傍 聴 者	4人
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第43号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について

結 果 可 決

午前9時30分 開会

○委員長【横田典之議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

ここで執行者側から宍戸副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 おはようございます。本日もご審査をいただきます議案第43号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に合わせまして本市の行政手続におけるマイナンバーの利用について新たに条例を制定するものでございます。本件につきましては、8月31日の本会議で提案説明を申し上げまして、4日の本会議におきましてご審議をいただいておりますが、本日当委員会におきまして詳細なご審査をお願いするものでございます。

なお、本会議においてもご説明させていただきましたが、今回の条例制定に当たりましては現時点で明らかになっております法律及び主務省令に基づいて規定しているものでございます。国におきます法律及び省令の改正手続が進行中であることもございまして、その内容が示されました時点でまた改めて随時この条例を改正していくこととなってまいります。

また、神奈川県におきますマイナンバーの独自利用事務といたしまして、県の重度障害者等手当支給条例に基づく事務について今回県議会で県が新たに制定する条例の中で規定される予定となっております。この事務の実施に当たりましては、県から市へ権限移譲が行われている、そういう事務に当たりますので、県条例の制定後、改めて市の条例に規定していく必要がございます。このような国や県の動向を踏まえまして、今議会でご議決を賜れば12月議会に早速ということになりますけれども、改正案を提示させていただくことになりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

本日、直接この議案の所管でございます総務部とともに、マイナンバーの関連ということでございまして、市民生活部の関連の担当者も出席させていただいております。ご質疑に対しましては的確にお答えできますよう努めてまいりますので、ぜひご審査の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【横田典之議員】 それでは「議案第43号、伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について」を議

題といたします。本案については本会議の際細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第43号について何点か質問させていただきます。9月3日に国会のほうで番号法の改正が承認されましたけれども、この条例への影響はあるのでしょうか。まず1点お伺いしたいと思います。

2点目として、提案説明の際にありました神奈川県からの権限移譲の事務の追加について、先ほど宍戸副市長から県の重度障害者の医療に関して話もありましたけれども、また改めて具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

まず2点、お願いいたします。

○総務課長【山室好正】 それでは2点につきましてお答えをさせていただきます。まず1点目の番号法の改正の内容の影響についてになります。番号法の改正案がさきの国会において成立いたしました。これによる番号法の主な改正内容につきましては新聞等でも公表されていますとおり、預金口座への付番による金融分野や特定の健診、保健指導に関する事務の利用、予防接種に関する事務における接種履歴等の連携など、医療の分野における利用範囲の拡大となります。これらの詳しい内容につきましては、国の主務省令の改正内容が明らかにならないと本市の条例案への影響につきましては判断することがなかなか難しい状況でございます。しかしながら、法定利用事務の連携情報、条例案の別表第2になりますが、ここで規定いたしました内容につきましては恐らく改正が必要になるのではないかというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の神奈川県からの権限移譲事務の追加の案件についてお答えいたします。先ほど副市長のほうからご挨拶で述べさせていただきましたとおり、神奈川県からの在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務につきましては、県の番号法に関する条例の独自利用事務として規定される予定というふうに聞いてございます。この事務は、神奈川県からの事務処理の特例に関する条例により、市町村が処理するという権限移譲をされておりますので、処理することとされております。したがって、実際に事務処理をする本市の条例におきまして庁内連携の規定をする必要がございます。なお、神奈川県が独自医療事務として条例案を制定する内容が、今のところの情報ですと10月中旬になるというふうに聞いてございますので、この庁内連携につきましては別表第2の改正ということでその後提案させていただくということで予定してございます。

以上でございます。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。あと2点ほどお伺いしたいと思います。番号法第18条ではカードの利用の拡大について規定されておりますけれども、本市はどうお考えなのでしょうか。また、その場合この条例に規定する必要があるのでしょうか。まず1点目です。

2点目、何度かお伺いしているんですけれども、確認でお伺いしたいと思います。

す。マイナンバーの利用に関する今後のスケジュールについてお願いいたします。

○総務課長【山室好正】 1点目のカード利用の拡大についてのご質問になります。まず番号法第18条の規定によりまして個人番号カードのICチップの空き容量を活用いたしまして、各種行政サービス、例えば図書館の利用のカードで利用したり、コンビニ納付に利用したり、また、印鑑登録カードに利用したりと、利用を拡大することができるようになります。そして、この場合は条例において規定することが必要になります。個人番号の利用拡大につきましては、市民の利便性の向上に資することが見込まれておりますが、個人番号のカードの利用によるリスクやカードの普及状況など、こういった状況を勘案いたしまして、また、近隣市の動向なども踏まえまして検討していきたいと考えてございます。

なお、導入に当たりましてはこの条例とは別に個人番号の利用に関する条例の新たな制定が必要であるというふうに考えてございます。

2点目のご質問の今後のスケジュールについてになります。議会等でもご説明をさしあげているところでございますが、まず本年10月以降に各世帯に順次マイナンバーが記載されました通知カードが簡易書留で送付されることになります。個人番号カードの希望者が同封の申請書を郵送していただいた後、来年平成28年1月以降、順次交付通知が発送されます。それをもちまして市町村の窓口で本人の確認をさせていただきながら、個人番号カードの交付をさせていただくような形になります。同時に1月から番号法に定められた事務におきまして手続の際個人番号を記載するなどの個人番号の利用が開始されることになります。そして、この利用手続において記載された個人番号により条例で記載いたしました市内連携が開始される形になります。ただ、この段階ではあくまでも市内連携の関係でございまして、他団体との情報連携につきましては、まず国が平成29年1月から、つまり、所得税の確定申告などにつきましては平成29年2月からの開始になります。また、地方公共団体同士の連携につきましては平成29年7月からとなります。これ以降が例えば転入時の所得の証明書の添付の省略など、こういったことが対応できるようになってくるという流れになります。

以上がマイナンバーの導入に係る主なスケジュールの内容でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 今図書館の利用についての拡大の可能性もあるというふうに言われましたが、図書館は市が直接じゃなくて委託で運営されていますし、もしそういうふうになれば、個人の思想、信条にかかわる、どういう本を読んでいるかということにもつながりかねない危険性があるというふうに思います。先日の本会議での質問でも出しましたけれども、個人情報の本当に保護ができるかという点では100%保護できるというふうには、できない可能性があるというふうに答弁もされています。ということは、誰がどういう本を読んでいるかだとか、そういう情報が漏れる可能性があるというふうに思います。それは個人の思想、信条にかかわる問題があるし、暗号化されていると言いますが、これは年金機構でもダイレクトじゃなくて、暗号化され、情報系と管理とを別にされていても、そういう情報はやっぱり漏れる可能性があるというものが、この間の教訓だ

と思いますので、こういうのを拡大、これからかかりはしますけれども、そういう可能性をはらんでいる問題については慎重に考える必要があるんじゃないか。そういう危険性をマイナンバー制度は持っているというふうに思いますので、そういう点についてはどう考えられるか、お願いします。

○総務課長【山室好正】 図書館の利用の拡大について先ほど申し上げましたが、おっしゃるとおり図書館の中でカードを利用することによって利便性等向上するという部分が、要は2枚のカードを持つ必要がなくなるという部分の利便性の向上となります。ただ、図書館のカードでこういったデータのやりとりをするかということは、今決まっている内容ではございませんので、当然個人情報のリスク、そういったところも踏まえまして、また他市の状況であったり、そういったところを参考にしながら、今後検討させていただきたいと考えてございます。

○委員【前田秀資議員】 それじゃ、質問させていただきます。実は、私、本会議に引き続いて、きょうの皆さんの質問も伺っていたわけなんですけれども、申しわけないんですけれども、これは一般の人が聞いてて、どんどんわからない方向に進んじゃっていると思うんですよ。というのは、議論がどんどん細かい規定とか運用とか、技術論に入っちゃって、答えているのはそれはそれでしょうがないんですけれども、部長さん以下ですよ。それは各担当だからしょうがない。ところが、大きな方向性、考え方としてこの番号法をどういうふうに考えるかという執行幹部の考え方がまだ出てきてないと思うんです。これは言い回しが非常に難しいところなんですけれども、国の方針で、動きで決まって走っちゃって、全国の自治体がやるという形になっています。やりたいんじゃないで、やらなければならない形になっているというのが本当のところだと思うんですよ。ところが、技術論的に見ると、それを今お話に出ていましたけれども、個人情報等を保護できるのか、できないのか。これは技術論的に見ると、今までの例ではいろいろな不備が出ちゃっているんですよ。これはまあ、古い言葉ですけども、盾と矛で、矛盾というよりほかないんですね。幾ら守ろうとしても盾が破られちゃっているというのが本当のところだと。だからといって、1つの決まりごとが発足するのに伊勢原市だけが参加しないということが言えるかということ、なかなか言えないと思うんです。そこでどういうところが必要かということ、執行幹部がやらざるを得ないという言い方はしないかもしれませんが、その場その場で将来的にわたって最善の努力と対処いたしますという方針を示す必要があると思うんです。どうでしょうか、副市長。

○副市長【宋戸晴一】 お答えをさせていただきたいと思います。今回、やはり番号法の施行のタイミングの直前に国のレベルにおきます非常に大きな個人情報の漏洩といった問題が生じました。そういうこともありまして、ここでマイナンバーを施行することについて世の中で危惧する気持ちが高くなっていると。それはもう事実だと思います。私どものほうといたしますと、今回の番号法の施行に合わせまして、基本は私どもの立場といたしますと、行政事務の効率化を図っていくためのある種の基盤を整えていくと。そういった側面がございます。

○委員長【横田典之議員】 審査の中途ではありますが、ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

〔副市長（宍戸清一）退場〕

午前9時46分 休憩

午前10時30分 再開

○委員長【横田典之議員】 再開いたします。

審査を続けます。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、議案第43号について賛成の立場から意見を申し上げます。

政府はマイナンバー制度導入の目的として、公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を挙げています。社会保障、税にかかわる行政手続における添付書類の削減やマイナポータルのサービス等による国民の利便性の向上に加え、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること。所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があるとされていて、制度導入は行政機関と国民の双方にとって大きなメリットがあると考えます。同時に、個人情報流出のリスクはこれまでよりも増大すると考えます。国民全員と密接に関係している制度であることから、一人一人がメリット、デメリットの両面をしっかりと認識し、情報管理の意識を高めることが必要になってくると考えます。

マイナンバー制度のより円滑な導入とより厳格な運用をお願いいたしまして、番号法の施行に伴う個人番号の利用について定めた本条例に賛成の意見とさせていただきます。

○委員【宮脇俊彦議員】 本議案に反対の立場で発言させていただきます。

9月4日の本会議でも質疑で指摘されたように、この法案にはリスクがたくさんあります。まず1つ目に個人情報の漏洩を防ぐ完全なシステムの構築は不可能である。これは先日の本会議での答弁でも100%情報漏れを防ぐことはできない、こういうふうに答弁がされたことでも明らかになっております。

それから2つ目に、意図的に情報を盗み、売る人間がいる。これは年金機構の漏れでも指摘されているとおり、そういう人がいます。

3つ目に、1度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかない。インターネット上に出ると消すことができない。そういうリスクを持っております。

4つ目に情報はこれから蓄積されますが、蓄積されればされるほど価値が高まっていく。今度のマイナンバー制度はこういうリスクをもともと持っていると思

います。市民にとっても大きな利益がないことも明らかになりました。

市民はこれから働き始めるとき、書類提出時に扶養する家族の番号も書かなければなりません。銀行に口座を開いたり、貯蓄するときにも記入が求められます。病院で健康診断を受けるときにも番号記入が求められる。さまざまな場面で、マイナンバーの記入が求められます。さらにこうすることは、カードが常時手元にあるか、管理自身がそれぞれに新たに求められる、こういうふうになります。紛失や盗難に遭うと情報が漏洩しないか心配事がふえていきます。パスワードの管理も厄介な問題として私たちにかかってきます。高齢者にとってはマイナンバーがないほうが心配もなく、安心して暮らせる、こういうふうには言えるのではないのでしょうか。中小企業にとっても事務の複雑化や経費の負担増、情報管理の強化など、かつてない心配事がふえます。何の利益もないのに罰則つきで管理強化が求められる、こういうふうになります。こうした問題をたくさん抱えたまま拙速に導入することは混乱を招き、情報の流出につながる危険性をはらんでいる、こういうふうには言えると思います。こうした問題点を含んだままこうした条例を制定することはあってはならない、こういうふうには判断し、この条例に反対を表明いたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第43号について、私の意見を述べさせていただきます。

2013年に成立した番号法第9条第2項、利用範囲を定めた項目では、自治体が条例を制定してマイナンバーを独自に利用できることとされており、本市においては小児医療費助成に関してひとり親家庭等の医療費助成に関して規定しております。また、第5条、地方公共団体の責務として、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとするがあります。より広範囲な分野でのマイナンバー利用も可能となる可能性があります。マイナンバー制度のメリットとしては、氏名、住所、性別が変更になっても生涯変わらぬ番号で自分の権利を守ることができるなど正確な本人の特定ができるといったものから、弱者に対するセーフティーネットの構築、不正行為の防止及び監視、行政事務の効率化などが挙げられます。

本市においてもマイナンバー制度を導入することにより、例えば医療分野に限っても介護と在宅医療における患者情報の共有や要援護者リストと処方箋情報の突合、病気予防のための住民データの追跡など、独自の、そして新たな施策が展開できる可能性があります。個人情報流出等の問題も心配されていますが、その多くは人為的ミスのもので多く、個人情報を取り扱う人に対する教育、指導により未然に防ぐこともできます。市民の多くがまだマイナンバー制に対して理解していない部分がたくさんあると聞いております。ぜひ行政側としても多くの情報を市民に出していただいて、マイナンバーの有効性というものを伝えていただきたいなと思います。また、ぜひ徹底した教育、指導を行い、マイナンバーを有効に利用し、有益な施策を展開していただくことをお願いし、本議案は賛成とさせていただきます。

○委員【前田秀資議員】 私も意見を申し上げます。

国によって番号法が制定され、施行されると。メリットもあるのかもしれませんが、デメリットもあるのではないかとということです。伊勢原市のみならず地方自治体にとってもやはりかなりいろいろな負担がかかるわけでございます。しかしながら、先ほど私が意見を申し上げたとおり、やらざるを得ないと。その中で現時点において申し上げられることは、この法案に対して、また、市の条例を規定するに当たって、今後個人番号の利用に関し、適時適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる努力をしていただきたいと思います。というわけでございます。

○委員【橋田夏枝議員】 では、賛成の立場で意見を申し上げます。

既に皆様から多くの意見が出たように、マイナンバー制度運用をめぐるにはメリットもデメリットも考えられます。現時点では十分なセキュリティー対策を講じているとは思いますが、今後利用拡大されるにつれマイナンバーが悪用される可能性が絶対にはないとは言いきれません。行政のすきまをねらって入り込んでくるのがハッカーといった悪のプロ集団なのです。

本条例は96の事務事業に限っていますが、国が考案しているマイナンバー制度利活用推進ロードマップを見ると、今後オンラインショッピングやオンラインバンキングなど民間での活用が進むことが予想されております。マイナンバー制度は、入り口は厳しくても出口が緩いのではないかと懸念もございます。行政手続上、今後利用拡大する可能性があります。その際には議会の承認を随時求めていくとの答弁がございました。ぜひともマイナンバーの利活用には慎重に協議していただき制度の透明性を図ることをお願いいたしまして、本議案の賛成意見とさせていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【横田典之議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で議案第43号の審査は終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。委員はこの場でお待ちください。総務部、市民生活部の皆様、ご苦労さまでございました。

議 題 陳情第5号 マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国
への意見書提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【横田典之議員】 再開いたします。次に「陳情第5号、マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 ただいまの「陳情第5号、マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を求める陳情」について、私は不採択の立場で発言をさせていただきます。

日本のマイナンバー制度は2016年1月からの運用開始とされていますが、多くの先進国では既にマイナンバー制度と同様の共通番号制度が取り入れられています。制度の導入より、情報流出リスクが現状より高まることは事実でありませんが、効率化や作業簡素化といった観点で行政機関にとっても、国民にとっても多くのメリットがあります。また、少子高齢化が進む近年、社会保障の充実のためにも社会保障制度と税制をあわせた改革が必要と考えます。

マイナンバー制度により社会保障や税の給付と負担の公平が図られる効果が期待できると考えられることから、本陳情は不採択といたしたいと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 官民共用のカード化を先進国で進めているのは韓国とアメリカです。世界で先駆けて進めてきました。では、韓国、アメリカではどんな状態になっているのでしょうか。両国とも個人情報の流出、漏洩、なりすまし、悪用が行われて、大問題になっております。人口約3億1000万人のアメリカでは年間900万件を超える共通番号関連のなりすまし犯罪が発生して手がつけれなくなっています。連邦司法省の統計によると、2006年から2008年になりすまし犯罪の被害が1170万件、16歳以上人口の約5%に上っています。同時期の被害金額は約2億円。年間に直すと6500億から7000億円、こうした被害が発生しているのがアメリカです。韓国も同様に大きな被害が広がっているというふうに聞いております。

一方、イギリスやフランス、ドイツでは官民共用のカード化は個人情報の流出、漏洩につながるとの判断がそれぞれの国会で制定され、官民共用のカード化はやってはならない、こういうふうに情報流出の点から、個人情報の漏洩の点から国会で決議されて、施行されていません。官民がそれぞれ別々に管理しています。先ほども言いましたように、現在でも高齢者を中心にオレオレ詐欺、振り込め詐欺等に悩まされています。マイナンバー制度で新たな問題を広げることにつながりかねない、こういう危惧を持っております。こうした制度を拙速に進めるとい

うことは決して認められない、こうした立場で本陳情の趣旨に賛同いたします。
○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第5号について反対の立場で私の意見を述べさせていただきます。

マイナンバーとは単なる便利さの追求、事務効率化の問題ではなく、日本の社会制度を抜本的に改革し国を再建するために必要不可欠なものであります。いわば国民と国との契約関係、義務と権利を明らかにするものであります。マイナンバーの必要な理由としては大きく2つあります。1つ目は、雇用増大による社会保障制度の行き詰まりです。戦後の人口増加と高度経済成長の恩恵を受けていた昭和30年代に構築された国民皆保険、国民皆年金制度の維持が限界に来ているということ。2つ目は、危機的な国の財政状況です。国の借金は2013年度末で約977兆円、GDP比で201%となっています。税、社会保障という日本の社会制度の根幹を再構築するために多くの国民が納得できる制度でなければなりません。つまり、国民の受益、社会保障と負担、税などを明確にして国民のコンセンサスを得る必要があります。マイナンバーがあれば、給付を幾らもらっているか、所得や資産をどれだけ持っているかが明確になります。また、所得が急激に減少し、生活に困窮した人に自動的に給付することも可能になります。受益と負担が番号で連動するため、労働のインセンティブを与えたり、子育て支援の所得制限を行ったり、きめ細かい柔軟な施策の展開が可能となります。

マイナンバー制度の導入について、個人情報保護の観点から不安視している国民がいらっしゃることも認識しております。今までは国民の不安を払拭する上での欠陥がありました。国民の不安感に対して不安を払拭するための手段を国民に与えず、国への信頼を強制するだけでありました。また、住基ネットの安全性ばかりが強調され、問題が起きたときの国民の保護については何の保障もされていなかったこと。これらのことにより国民の不安を払拭できずにいたのです。

マイナンバー制度導入に当たっては、1、制度的手段としてマイナンバー制度の運用状況を監視し、国民からの不安に対して調査及び国民を保護する権限を持つ独立した第三者機関を設置すること。2、技術的手段として国民がいつでも自分の情報を確認できる手段を提供すること。さらに、いつ、誰が、何の目的でアクセスされたかを記録したアクセスログ情報を提供し、国民みずからが国の活動を監視できる手段を提供するということがシステム化されています。正確な本人の特定、弱者に対するセーフティーネットの構築、不正行為の防止及び監視、行政事務の効率化など、マイナンバー制度には多くのメリットがあります。さきにも申し上げましたが、税、社会保障という日本の社会制度の根幹を再構築することが喫緊の課題であります。そのためにはマイナンバー制度は必要であることから、本陳情に対しては不採択といたします。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、陳情第5号につきまして反対の立場で意見を申し上げます。

マイナンバー制度は住民票を持つ全ての国民に10月からマイナンバーが届けられ、来年1月から運用が開始されます。マイナンバーの本質は本人の正確な特

定です。千葉県市川市などで起きた同姓同名で生年月日が同じ他人に誤認された末に差し押さえられるといった事態を防ぎます。病気で困っている人には給付などで所得に応じた制度の情報を伝えることもできます。また、事務効率化により各自治体で大幅に経費が削減できると見えています。住民票などの添付書類が行政手続で不要になるといった利便性もあり、今後確定申告や相続手続なども楽になることが期待されております。

陳情には開業医を含めた事業者の負担が重いと明記されていましたが、マイナンバーの利用が進めばふえ続ける医療費の抑制につながる可能性があります。また、現在は別の医療機関にかかるときは問診で一から答えなければなりません。電子カルテをマイナンバーで引き出せば、病歴や手術歴が伝わり、より正確でスピーディーな治療を受けることができます。医療分野での活用も大いに期待されると思います。

ほかにも陳情で個人情報の大量流出、漏洩の危険を懸念されているようでしたが、昨年1月には特定個人情報保護委員会が発足しました。業務で取り扱う特定個人情報を提供した場合は最高で懲役4年となる罰則規定も設けられました。また、仮に12けたの番号が知られたとしても、個人情報は分散管理されていて、芋づる的な漏洩はあり得ないと考えられております。しかしながら、内閣府の調査ではマイナンバーや個人情報の不正利用により被害に遭うおそれがあると答えた人が38%もいました。残念ながら、現時点ではマイナンバー制度は国民の信頼を余り得ていないのが現状で、定着するまでにはなお時間がかかると思われま

す。マイナンバー制度にかかわる方々はより慎重に運用し、しっかりと周知を図ることが求められます。来年1月からの運用がスムーズに行くことを期待して、マイナンバーの中止、延期を求める本陳情には反対させていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【横田典之議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第7号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情

結 果 不採択

○委員長【横田典之議員】 次に「陳情第7号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 「陳情第7号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情」について、不採択の立場で発言をさせていただきます。

戦後70年が過ぎました。この間、日本は平和主義に基づく外交努力と日米同盟による抑止力によって1度も戦争に巻き込まれませんでした。しかし、近年の日本を取り巻く情勢は決して安全だとは言えなくなっています。この現実を踏まえ、日本の安全を確保していくには周辺諸国だけでなく、世界中の友好国との信頼及び協力関係を深める外交努力が重要であると考えます。その上で、万が一の事態、例えば周辺国からのミサイル攻撃、離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対して国民を守っていかなければなりません。切れ目のない対応を可能とするこの法整備を行うことは、国民の命と平和な暮らしを守り、戦争を抑止するという意味で極めて大事であると考えます。

よって本陳情は不採択といたしたいと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情に賛成の立場で発言いたします。

伊勢原市では、2003年平和都市宣言を行いました。その中で、国と国、民族と民族の紛争を武力で解決する風潮を戒め、憲法が指し示す恒久平和の実現を宣言しています。今国会で審議されている安全保障法案は憲法の理念にも伊勢原市の平和都市宣言にも反していると言わざるを得ません。今、参議院で審議が進められていますが、審議が進めば進むほど安全保障法案の説明が十分ではない、こうした声がふえ、世論調査では国民の8割、安全保障法案に反対するが6割に達していると報じられています。8月30日にも国会周辺に若者、学者、子育て世代のお母さん、そして子どもなど、主催者発表で12万人の人々が安全保障法案反対の声を上げていることが報道されています。憲法学者、元法制局長官、元最高裁判所長官など多くの憲法学者からもこの安全保障法案は憲法に違反している、こうした指摘がされています。

戦後70年、日本は自衛隊が海外で人を殺したり、殺されたりする、こうしたことはありませんでした。しかし、安全保障法案が成立すれば、政府の判断で海外に自衛隊が出かけることが可能になり、他国の軍隊とともに武力行使が可能になります。憲法を解釈でなし崩し的に変更する、こうしたことは許されません。

よって、陳情第7号について、賛成の立場を表明いたします。

○委員【山田昌紀議員】　それでは、陳情第7号に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

安全保障関連法案の国会審議は大詰めを迎えています。違憲か合憲かという入り口論や、戦争法案だ、徴兵制につながるといった荒唐無稽な批判が目立ち、法案の必要性やこれで十分なのか、行き過ぎではないのかという具体的な議論ができていないと感じます。

安保法制の目的は決して戦争をするためではありません。自衛隊を効果的に運用することで、外国による日本への攻撃をあきらめさせる。すなわち戦争を未然に防ぐため、まさに抑止力のための法律です。法案に対する批判の中には自衛隊の海外派遣に歯どめがないという指摘がありますが、事実とは違います。最大の歯どめはシビリアンコントロール、文民統制であります。時の政権が判断を誤り、無用の犠牲を出した場合、国民の激しい、厳しい審判を受けて内閣は倒れます。だからこそ時の内閣は慎重に決断せざるを得ません。アメリカの戦争に巻き込まれるという指摘もあり得ません。今やアメリカはかつてのような圧倒的な超大国ではなく、世界全体の安全に関与することに消極的です。ましてや日本が紛争を始める可能性は皆無であります。徴兵制の指摘も当たりません。今の戦争はハイテクに頼っており、単に素人を集めても何の役にも立ちません。先進国、G7で徴兵制を導入している国はありません。

軍事力の不在や軍事バランスの変化が紛争を呼び込むという事例があります。中国では国防費を毎年10%以上ふやし続け、過去26年で約40倍になりました。こうした軍事力の増強や1992年にアメリカ軍がフィリピンから撤退したことを背景に、中国は南シナ海で岩礁を埋め立て、軍事拠点を作り続けています。東シナ海の場合も同様で、中国の軍事力は大きく増強された結果、日米と中国との間の軍事バランスが中国側に傾き、それが中国によるガス田の一方的な開発、今日の中国船による尖閣領海侵犯につながっているという指摘があります。

北朝鮮のミサイルや核開発に対しては長年にわたって外交努力が続けられてきました。さらに経済制裁などの非軍事的手段による働きかけは今も続いています。しかし、それでも北朝鮮のミサイルと核開発はとめられませんでした。逆に北朝鮮は国際社会が軍事的な制裁を加えないことを見透かしたからこそ、ミサイルと核開発を続けてきたと言えます。今の日本が問われているのは、北朝鮮の核やミサイル、中国の海洋覇権の拡大、中国船の尖閣諸島領海への侵入という日本の主権や安全に対する脅威にいかに対処するかということだと言えます。

また、国連の平和維持活動への全面的な参加や緊急時の海外邦人の救出活動が自衛隊に求められています。

平和を構築するに当たってのリスクは海外に負わせ、そうしたリスクを伴う活動には参加しないことをもって平和を守ったなどと言ってはばからない憲法9条改正反対論者はまさに恥ずべき、利己的主張と言えます。むしろ9条は平和を守ったどころか、日本が平和構築、維持に参加することを阻んできたとも言えると私は考えます。

今回の安保法制の進化を軍事偏重だ、危険だというのは世界標準の議論から外れています。日本は明らかに軽武装の国で、非軍事的な国際貢献を優先しています。日本の防衛費は国内総生産の1%未満で、主要国で最低であります。国際政治や安保環境の変化の中でいかに日本の主権を守り、東アジアの平和を構築していくのか。それこそが今の日本に課せられているのであります。

戦争法案、徴兵制復活といった根拠ないレッテルに騙されずに、この安保法案は戦争を未然に防ぐ抑止力のための法案であるということを政府は国民に広く浸透させるためにより丁寧な説明を続けていくことが必要であります。

よって、本陳情に対しては反対いたします。

○委員【前田秀資議員】 私も意見を申し上げます。

まずこの陳情文書を、800字余りの文書でございますが、読んでみました。私は陳情者の方を全く存じませんが、この文書の内容がどこか間違いがあるかなと思ってみたら、間違いはございません。非常に妥当な内容だと思います。

陳情の趣旨に賛成したいわけでございますが、あえて、あえてですよ、ここで申し上げさせていただきますが、いろいろ意見が言われたと。それらを全否定するつもりはございませんが、例えばかつて日本のシビリアンコントロールがどのように失われていったか。歴史的な経緯というものをご承知の上で言うておられるのか。私は非常に疑問に思わざるを得ない。昭和初期にロンドン軍縮条約、張作霖爆殺事件等によって、統帥権干犯、天皇機関説問題が次々と起こって、国民があれよあれよという間に太平洋戦争まで行っちゃったんですよ。かつて自民党総裁を務めた田中角栄さんが名言を残しておられる。名言ですよ。実際に戦争に参加した我々がいるうちは大丈夫だ。本当に危ないのは我々がなくなったときこそ危ないんだと。私はさすがに、悪い面もあったかもしれないけれども、天才田中角栄が残した名言だと思っているんです。今がそのときだと。

私はそういうことでこの陳情文書に賛成したいと思います。

○委員【橋田夏枝議員】 本陳情に賛成の意見を述べさせていただきます。

7月16日、ほとんどの憲法学者が違憲と断じ、8割の国民が説明不足と言い、6割の国民が反対、2割強の国民しか賛成していない安全保障法案が衆議院で強行採決されました。連日、全国各地では安保関連法案の反対を訴えるデモが開かれており、特に国会周辺のデモではこれまでデモに余り関心のなかった人まで多数参加しています。こういった状況を民意のあらわれとして政治に携わる者は重く受けとめなければならないと思います。

近日中に安保関連法案は、参議院において強行採決されるか、あるいは参議院で9月14日までに採決されない場合は衆議院で3分の2の再可決が行われる見通しです。安保法案は全国の地方議会でも慎重審議等の意見書が国会に提出されており、我々も国民の理解を得るまでは可決すべきではないと考えます。このまま国政が民意にそむく進め方をすれば、歴史上においても大きな禍根を残すことになり、将来的に子や孫の世代に説明ができない状況が生まれる可能性があります。1度ゼロベースで見直して、国民を本当の意味で守れる安全保障法制につい

て再度議論する必要がある、国民からより多くの賛同が得られる法案の策定をめざすべきです。

本陳情は安保関連法案の廃止を訴えるものですが、我々は単に廃止をすればよいという考えではございません。有事の際には地方自治体にも政府とともに住民を守る責務があるからです。そのためにも単に廃止を訴えるだけでなく、責任ある立場でしっかりとした安保法制案を提出し、多くの国民、市民を守れる新たな安全保障体制を築いていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手 3 人〕

○委員長【横田典之議員】 挙手 3 人でありますので、可否同数と認めます。よって、委員会条例第 17 条第 1 項の規定により、委員長において本件に対する可否を決定いたします。本件については委員長は不採択と決定いたします。よって、本件は不採択とすることと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【横田典之議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 9 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 27 年 9 月 8 日

総務常任委員会
委員長 横田 典之